

令和 5 年度農林水産省補助事業 加工食品の国際標準化事業
「海外食品添加物の表示規制」調査報告書



2023 年 12 月 28 日
アルゴリンクス株式会社

本報告書は、一般財団法人 食品産業センターの委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

目次

はじめに.....	3
第1章 各国・地域における食品添加物の定義と考え方、食品添加物表示ルール	4
1-1. 日本	5
1-2. CODEX.....	9
1-3. EU	13
1-4. 米国	16
1-5. シンガポール.....	19
1-6. オーストラリア	22
1-7. 中国	24
1-8. 香港	26
1-9. 台湾	29
1-10. タイ	32
1-11. ベトナム	35
第2章 食品添加物の表示のルール 比較表	38

はじめに

令和5年度農林水産省補助事業 加工食品の国際標準化事業「海外食品添加物の表示規制」の調査結果を報告する。

日本からの加工食品の輸出拡大を念頭に、国際規格（CODEX）、EU、米国、シンガポール、オーストラリア、中国、台湾、香港、タイ、ベトナム（以下「各国・地域」）における食品添加物の表示のルールを調査した。

各国・地域間の食品添加物の定義、考え方の違いは、食品添加物の表示のルールに大きな違いをもたらす。日本における食品添加物の定義、考え方は、他の各国・地域のどことも異なる独特のものであり、日本の食品添加物表示の規制項目を基軸に各国・地域の規制を比較することは、容易ではない。

本報告書では、第1章で、比較的多くの国・地域で準用されている CODEX における食品添加物の定義と、日本の食品添加物の定義の違いを主軸に、国・地域別に、それぞれの国・地域における食品添加物の定義、考え方と、食品添加物の表示ルールを整理した。

第2章では、第1章で整理した各国・地域と日本との違いが一覧できるよう、比較表を示した。比較する項目は、日本の食品添加物表示の規制項目を主軸に、以下の順とした。

- ・食品添加物の定義
 - ・栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料
 - ・加工助剤
- ・原材料の定義（食品添加物を含むか）
- ・個々の食品添加物の表示方法
 - ・用途名併記
 - ・一括名による表示
 - ・「添加物」の「表示免除」の要件
 - ・栄養強化の目的で使用されるもの
- ・根拠法令

第3章は、食品添加物のうち着色料の表示について特に切り出して、各国・地域と日本の違いを一覧できるよう、比較表を示した。

第1章 各国・地域における食品添加物の定義と考え方、食品添加物表示ルール

食品添加物の定義については以下2つの視点で考察し、4つの項目で比較した。

1つめの視点は、「食品添加物に関する CODEX 一般規格」中の食品添加物の定義に含まれる以下3つの要素が含まれているかどうか。

ア.「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ.「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ.（栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨）

2つめの視点は、「包装食品の表示に関する CODEX 一般規格」に示されている「機能分類」（用途名）が（定義に）含まれているかどうか。

エ. pH 調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

食品添加物の表示については、「包装食品の表示に関する CODEX 一般規格」中の「原材料」の定義と、原材料表示の順序の規定が、各国・地域の表示のルールではどう取り扱われているかという視点で比較した。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

比較・考察の結果をまず国・地域ごとに報告する。

1-1. 日本

<食品添加物の定義・考え方>

日本の食品衛生法・食品表示法では食品添加物は「添加物」として定義されている。

「添加物」とは「食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。

日本の「添加物」の定義には、CODEX の食品添加物の定義の3要素（ア. イ. ウ.）も含まれておらず、用途名の一覧（エ.）も、含まれていない。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. （栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨）

エ. pH 調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

後述する他の国・地域の食品添加物の定義には、上記4つの要素（ア. イ. ウ. エ.）のいずれか又は全てが書かれている。その意味で、日本の食品添加物の定義は他に類がなく、独特である。

日本で「添加物」は「食品に使用する物」であって、食品（の原材料）とは区別されている。一般の飲食物であっても、それを「食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用」すれば（原材料ではなく）「添加物」とみなされる。「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」（ア.）であることを食品添加物の定義に含めている他の国・地域とは、異なっている。

日本では、栄養強化の目的で食品に使用されるものは「添加物」とされており（食品衛生法）、食品安全委員会は「栄養成分関連添加物」を以下のとおり定義している。

栄養成分関連添加物 添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する 食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物）であって、ビタミン、ミネラル等の栄養強化の目的で使用されるもの。

しかしながら CODEX では「食品添加物」とは

ア.「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

であり、サプリメントのような食品の典型的な原材料として使用されるビタミン、ミネラルは、「食品添加物」ではない。このことは「食品添加物」の定義にも明記されている。

ウ.（栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨）

CODEX だけでなく、栄養強化の目的で使用する物は、多くの国・地域で食品添加物に含めないことが定義に明記されている。栄養強化の目的に用いるものを「添加物」に含めている日本は、この点でも独特である。

「添加物」が「食品衛生法」の条文で定義されているのに対し、「加工助剤」は「食品表示法」（に基づく「食品表示基準」関連の通知）で定義されている。

「加工助剤」とは、食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの、又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。

このように日本の「加工助剤」は「食品の加工の際に添加されるもの」（食品に使用されるもの）なので、前記「添加物」の定義とおり、「添加物」となる。しかしながら CODEX で「食品添加物」は

イ.「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

であるから、「除去されるもの」「その成分による影響を当該食品に及ぼさないもの」（日本の「加工助剤」）は、CODEX では「食品添加物」ではない。

「キャリーオーバー」も「食品表示法」（に基づく「食品表示基準」関連の通知）で定義されている。

「キャリーオーバー」とは、食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。

このように日本において「キャリーオーバー」は「食品（の原材料の製造又は加工の過程）に（おいて）使用されるもの」なので、前記「添加物」の定義とおり、「添加物」となる。しかしながら CODEX で「食品添加物」は

イ、「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

であるから、「当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないもの」は、CODEX ではもはや「食品添加物」ではない。

上記のとおり「食品添加物」「加工助剤」「キャリアオーバー」の定義・考え方が日本はCODEX と大きく異なっている。CODEX と同じ定義・考え方の国・地域は多いので、日本の「食品添加物」「栄養強化の目的で使用するもの」「加工助剤」「キャリアオーバー」の定義・考え方は CODEX とだけでなく、他の多くの国・地域と異なっている。

<食品添加物の表示のルール>

<食品添加物の定義・考え方>で述べたとおり日本では「添加物」は「食品に使用する物」であって、食品（の原材料）とは区別されている。「添加物」は「原材料」ではないので、最終食品の原材料表示において「添加物」は、「原材料名」欄とは別に、「添加物」であることが明確に識別できるように、表示しなければならない。複合原材料に含まれる「添加物」も、複合原材料の原材料を示す（ ）の中ではなく（複合原材料中の「添加物」以外の原料から切り離され）、「添加物」を表示する場所に、表示される。さらに、一般の飲食物であっても、それを「食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用」すれば（原材料ではなく）「添加物」なので、「原材料名」ではなく「添加物」の区分に表記しなければならない。例えば、果汁を着色の目的で使用した場合、果汁は食品ではなく「添加物」の区分に表記しなければならない（用途名「着色料」と共に）。

この点は、他の国・地域にはない、日本に独特のルールである

CODEX を含め後述する他の国・地域において「食品添加物」は「原材料」の一部であり、「食品添加物の表示」のルールは、「原材料表示」のルールの一部である。

「包装食品の表示に関する CODEX 一般規格」には以下2つの原則が示されている。

オ、「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ、「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

日本の原材料表示のルールは、この2つどちらにも合致していない。まず、「添加物」が「原材料」と区別されているのでオ、と相異している。「原材料」は重量の多い順に表示することになっているが、「原材料」とは区別して「添加物」のみ（重量順で）表示することになっているので、カ、にも合致していない。

なお中国は、食品添加物は食品添加物以外の原材料と共に「材料表」に表示されなければならないとしつつ、「材料表」に食品添加物を表示する際、食品添加物以外の原材料と区別せず比率の多い順に表示しても良いし、項目名「食品添加物」に続けて食品添加物をまとめ

て表示しても良い、としている。

日本で個々の食品添加物は以下の4通り方法で表示する。

- ① (基本) 一般名 (物質名) による表示。日本では、食品添加物は物質名による表示が基本であって、INSのような番号、Eコードによる表示は認められていない。
- ② 8つの用途 (食品添加物の機能分類) では用途名を併記する必要がある。
- ③ 「香料」などにおいて一括名による表示 (物質名を表示しなくても良い) が認められている。
- ④ 「栄養強化の目的で使用されるもの」「加工助剤」「キャリーオーバー」は表示が免除される。

<食品添加物の定義・考え方>に記載したとおり、CODEXでは「栄養強化の目的で使用されるもの」は「食品添加物」ではないので、「食品添加物の表示の免除」の対象ではない。

CODEXにおいては、「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」と「加工助剤」は原材料表示から免除されている。

4.2 原材料一覧

4.2.1 単一の原材料からなる食品を除き、ラベルには原材料一覧が明記されなければならない。

4.2.4 加工助剤及び食品添加物のキャリーオーバー

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への明記が免除される。(以下略)

「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」はもはや「原材料」ではなく、「加工助剤」はそもそも「原材料」ではない。「加工助剤」「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」は原材料表示の対象でないのであって、「食品添加物の表示の免除」の要件ではない。

したがって、日本における「添加物」の表示免除の要件 (上記④) に相当するものは、CODEXにはない。

以下各国・地域の報告については、「食品添加物」「加工助剤」「キャリーオーバー」の定義・考え方だけでなく、「原材料」の定義も CODEX その他の国・地域と日本で大きく異なることに、十分注意されたい。

(なお、栄養強化が目的であることがその添加物の表示を免除する要件となっている国は、日本以外にはない (栄養強化の目的で使用するものが添加物の定義に含まれるかどうかにかかわらず、表示を免除している国・地域はない)。

1 - 2. CODEX

<食品添加物の定義・考え方>

CODEX では、食品添加物の定義、加工助剤の定義、食品添加物を含む原材料の表示方法、いずれも「包装食品の表示に関する CODEX 一般規格」に規定されている。

CODEX における食品添加物の定義は以下のとおりである。

「食品添加物」とは、通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることがない物質で、当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待されるもの。「汚染物質」や、栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含まれない。

(ア.) 「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることがない物質」であるから、日本のように、一般飲食物であっても「食品」に「使用」すれば（原材料ではなく）「添加物」となる（例：果汁を着色の目的で使用した場合、果汁は食品ではなく「添加物」とみなされる）、ということはない。

(イ.) 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」であるから、日本の「加工助剤」「キャリーオーバー」（その食品に使用した「添加物」のうち、最終食品で効果を発揮しない等の理由で表示が免除されるもの）は、CODEX においてはそもそも「食品添加物」ではない。

(ウ.) （栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨が明記されている点）も、日本の「添加物」の定義と異なっている。

CODEX における加工助剤の定義は以下のとおりである。

「加工助剤」とは「装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費されることがない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。ただし、意図的ではないが、その残渣又は派生物が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。

このように「加工助剤」は食品添加物とは別のものとされている。使用された「添加物」のうち最終食品で効果を発揮しないことを条件に表示が免除されるものを「加工助剤」とする日本とは、考え方が異なっている。

CODEX の食品添加物のルールをそのまま又はほとんどそのまま自国の国内規則として導入している国・地域は多いので、日本のルールはそれらの国・地域のルールとも大きく異なることとなる。

<食品添加物の表示のルール>

「包装食品の表示に関する CODEX 一般規格」には、「原材料」の定義、「原材料表示」の原則が以下のとおり規定されている。

2. 用語の定義 本規格において

「原材料」とは、食品の製造又は調理において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在している、食品添加物を含むあらゆる物質をいう。

4. 包装食品の義務的表示 4.2 原材料一覧

4.2.1 単一の原材料からなる食品を除き、ラベルには原材料一覧が明記されなければならない。

4.2.1.1 当該原材料一覧の冒頭には、「原材料」という用語からなる又は「原材料」という用語を含む適切な表題を置かなければならない。

4.2.1.2 全ての原材料は、当該食品の製造時における原材料に占める重量 (m/m) の多いものから順に、列記しなければならない。

食品添加物が原材料の一部であること、原材料とは最終製品に存在している物質であることが明記されている(オ.)。したがって最終製品に存在していない食品添加物は原材料ではなく、原材料表示の対象にならない。

食品添加物は原材料の一部であり(オ.)、食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない(カ.)。「添加物」を「原材料」と区別して(「添加物」の事項名を設けて又は他の原材料の後ろに/などを付けて識別できるようにして「添加物」のみを重量順で)表示することになっている日本のルールは、CODEX と大きく異なっている。

CODEX ではさらに、「複合原材料が当該食品の構成割合の 5%に満たない場合は、その原材料を表示する必要はないが、最終製品において技術的機能を発揮している食品添加物にあっては、表示しなければならない。」とされている。

4.2.1.3 原材料そのものが二種類以上の原材料からなる製品である場合、こうした複合原材料は、その原材料を割合 (m/m) の多いものから順に、複合原材料のすぐ後に括弧を付して明記する場合に限り、原材料一覧中に複合原材料として明記することができる。複合原材料 (コーデックス規格又は国内法においてその名称が規定されているもの) が当該食品の構成割合の 5 パーセントに満たない場合は、最終製品において技術的機能を発揮している食品添加物を除き、当該原材料を明記する必要はない。

「最終製品において技術的機能を発揮している食品添加物」は(2.「原材料の定義」における)「最終製品に存在していない食品添加物」ではなく存在しており「原材料」となるので「表示しなければならない」と考えると、理解しやすい。

<食品添加物の定義・考え方>に述べたとおり CODEX では「栄養強化の目的で使用されるもの」は「食品添加物」ではないので、食品添加物の表示の免除の要件ではない。

CODEX においては、「加工助剤」はそもそも「食品添加物」ではないし、最終製品に存在することを本来意図されていないという意味で「原材料」でもない。

CODEX においては、「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」と「加工助剤」は原材料表示から免除されている（食品添加物の表示の免除の要件ではない）。

4.2 原材料一覧

4.2.1 単一の原材料からなる食品を除き、ラベルには原材料一覧が明記されなければならない。

4.2.4 加工助剤及び食品添加物のキャリーオーバー

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への明記が免除される。（以下略）

「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」はもはや「原材料」ではなく、「加工助剤」はそもそも「原材料」ではない。「加工助剤」「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」は原材料表示の対象でないのであって、「食品添加物の表示の免除」の要件ではない。

したがって、日本における「添加物」の表示免除の要件（上記④）に相当するものは、CODEX にはない。

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

- ① 食品添加物そのものは一般名（物質名）による表示が基本。用途名を併記する場合は、「食品添加物に関する分類名の国際番号システム（CXG36-1989）」等の識別番号（以下「INS 番号等」）との組み合わせによる表示も可。
- ② 以下 25 の用途（機能分類）では、一般名（物質名）又は INS 番号等に用途名を併記する必要がある。

pH 調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤。

- ③ 「香料」、「加工でん粉」において一括名による表示（物質名を表示しなくても良い）

4.2.3.4 以下の分類名は、以下の各分類に該当する食品添加物であり、かつ、食品への使用が一般的に許可されている食品添加物の一覧に掲げられているものについて用いることができる。

・香料及び着香料 ・加工でん粉

「香料」という表現は、必要に応じ、「天然の」、「天然と同じ」、「人工の」又はこれらの字句の組み合わせを用いて限定することができる。

が認められている。

「香辛料」、「ガムベース」もその内訳（物質名）を表示しなくても良いが、これらは「原材料表示」の規定であって、「食品添加物の表示の免除」の規定ではない。

1-3. EU

<食品添加物の定義・考え方>

EUでは、「食品添加物」、「食品酵素」、「食品香料」を区別し、これらを合わせて「食品改良剤」としている。それぞれの定義は以下のとおり。

「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自身を食品として摂取せず、また食品の典型的な原材料として使用されることのないものであり、食品の製造、加工、調製、処理、包装、輸送、保存の工程で技術的な目的のために意図的に加えられた結果、当該物質またはその副産物が直接的または間接的に当該食品の構成成分となる、あるいはそのようになることが合理的に予想されるあらゆる物質をいう。

「食品酵素」とは、植物、動物または微生物、またはそれらの産物から得られる製品を意味し、微生物を用いた発酵工程によって得られる製品を含む：(以下略)。

「食品香料」とは以下の製品を意味する：

(i) 匂いまたは風味を付与あるいは調整する目的で食品に添加され、直接消費されることを意図しないもの。

(ii) 以下のカテゴリーのもとで製造または構成される製品：香料物質、香料製剤、熱処理香料、スモーク香料、香料前駆体、その他の香料またはその混合物。

このうち「食品添加物」の定義はCODEXの定義の**ア.イ.ウ.**とほぼ同一である(**エ.**、栄養強化の目的で使用されるものの除外は、EUの食品添加物の定義にはない)。

「栄養強化の目的で使用される食品添加物は、(食品改良剤に関するEU規則の)規定の適用外である。」と明記されており(**ウ.**)、EUにおいては、栄養強化の目的で食品に添加されるものは添加物ではない。

「加工助剤」は、「食品改良剤」とは別に、以下のとおり定義されている：

「加工助剤」とは、以下の物質を意味する：

(i) それ自体が食品として消費されないもの；

(ii) 原材料、食品またはその原材料の加工において、処理または加工特定の技術的目的を満たすために意図的に使用されるもの；および

(iii) 意図的ではないが、技術的に回避できないその物質または誘導体の残留物が最終製品中に存在する可能性があるものであって、ただしこれらの残留物が健康に何らリスクを与えず、また最終製品に対して何ら技術的な影響をもたらさないもの。

CODEXにおける加工助剤の定義(p.7)とほぼ同じである。CODEX同様、EUにおいても「加工助剤」は食品添加物とは別のものとされており、使用された「添加物」のうち最終食品で効果を発揮しないことを条件に表示が免除されるものを「加工助剤」とする日本とは、考え方が異なっている。

<食品添加物の表示のルール>

「消費者への食品情報の提供に関する規則（EU）」で「原材料」は以下のとおり定義されている。

「原材料」とは、香料、食品添加物および食品酵素、及び複合原材料の構成成分を含むあらゆる物質または製品で、食品の製造または調製に使用され、その形態が変化したものであったとしても、最終製品においても存在する物質をいう。

また原材料表示は、「当該食品のすべての原材料を、食品製造に使用された時点における記録に基づいて、重量の多い順に記載しなければならない。」とされている。

「原材料」の定義、原材料表示の原則とも、CODEX（**オ. カ.**）とほぼ同じである。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

CODEX 同様、EU においても、食品添加物が原材料の一部であること、原材料とは最終製品に存在している物質であることが明記されている（**オ.**）。したがって最終製品に存在していない食品添加物は原材料ではなく、原材料表示の対象にならない。

食品添加物は原材料の一部であり（**オ.**）、食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない（**カ.**）。「添加物」を「原材料」と区別して（重量順で）表示することになっている日本のルールは CODEX だけでなく、EU とも異なっている。

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

- ① 個々の食品添加物は、特定の名称又は、機能分類の名称に続いて、当該物質の特定の名称または、適当である場合、「E 番号」を記載しなければならない。原材料が複数のカテゴリーに属する場合、当該食品における主要な機能に適合するカテゴリーを表示しなければならない。
- ② 以下 24 用途（機能分類）では用途名を併記する必要がある。
酸味料、pH 調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、乳化塩（プロセスチーズ及びプロセスチーズをベースとした製品に限る）、固化剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、加工でん粉（特定の名称又は「E 番号」の表示は要求されない）、保存料、噴射剤、膨張剤、金属イオン封鎖剤、安定剤、甘味料、増粘剤。
- ③ 香料については、一括名表示が可能。
- ④ 別にでん粉、ガムベース、乳たんぱく等についてもその内訳（物質名）を表示しなくても良いとされているが（CODEX と同じ）、これらは「原材料表示」の規定であって、「食品添加物の表示の免除」の規定ではない。

加工助剤（食品添加物ではない）と、技術的な機能を発揮するために必要な量よりも

低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物が原材料表示の対象にならない点は、CODEX と同じ。

栄養強化剤は食品添加物ではなく他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない点も CODEX と同じ（日本とは異なる）。

原材料表示（食品添加物を含む）に限らず、食品への義務表示は、「食品が販売される加盟各国の言語で表示可能」とされている。この点は EU（多言語）ならではと考える。

1-4. 米国

<食品添加物の定義・考え方>

米国における食品添加物の定義は以下のとおり（米国連邦規則（CFR））。

「食品添加物」とは、安全性を評価するための科学的な訓練及び経験を有する専門家らが科学的手順（1958年1月1日以前に食品に使用されていた物質の場合は科学的手順あるいはこれまでの使用実績）に従い「一般的に安全である（GRAS）と認めた物質以外で、その目的とする使用によって、直接又は間接的に食品の一部となるか、又は食品の性質に影響を与えるような結果をもたらすか、あるいはそのような効果をもたらすことを期待される物質である（食品の生産、製造、充填、加工、調理、処理、包装、輸送又は保存を目的とするすべての物質を含む）。」

ただし、この用語に以下は含まれない。

- (1) 農産物原料又は加工食品に残留する農薬化学物質
- (2) 農薬化学物質
- (3) 着色料
- (4) FD&C法、鳥肉製品検査法（21 U.S.C.451）又は食肉検査法（34 Stat.1260）（21 U.S.C.71）に基づき、特例又は承認に従って使用される物質
- (5) 新しい動物用医薬品
- (6) FD&C法 Sec.201第（ff）項に記載されるダイエタリーサプリメントに含まれる、又はダイエタリーサプリメントとしての使用を意図する成分

「直接又は間接的に食品の一部となるか、又は食品の性質に影響を与えるような結果をもたらすか、あるいはそのような効果をもたらすことを期待される物質」の部分はCODEXの食品添加物の定義（イ.）と同じである。

ただしそのうち、「安全性を評価するための科学的な訓練及び経験を有する専門家らが科学的手順に従い一般的に安全であると認めた物質（GRAS物質）を「食品添加物」とは別に定義している点は米国に独特である。食塩、胡椒、酢、ベーキングパウダー、グルタミン酸ソーダが、GRAS物質の典型としてCFRに明示されている。ある法令の制定以前に使用されていた物質の使用を認めるという考え方は、日本の「既存添加物名簿」の考え方と相通じるかもしれないが、前述のとおり日本では食塩は、「その目的とする使用」によらず食品とされており、既存添加物名簿に食塩は収載されていない。

「着色料」を「食品添加物」から除くと定義している点は、他のどの国・地域とも異なる、米国の定義の独特な点である。

ダイエタリーサプリメントに含まれる、又はダイエタリーサプリメントとしての使用を意図する成分は食品添加物に含まれないとしている点はCODEX（エ.）と共通している（日本とは相異している）。

米国では「加工中に食品に対して技術的効果を有するが、最終食品中には含まれないもの」を「二次的直接食品添加物」と呼んでいる。「加工助剤」は「二次的直接添加物」とされて

いる。したがって「加工助剤」は、「食品添加物」ではない。

<食品添加物の表示のルール>

原材料は、連邦規則集 CFR 21 -Chapter I「Part 101.4（原材料の表示）」に、「重量が多い順に一般名又は通常名で記載しなければならない」と規定されている。この点は CODEX と同じである。

EU のように食品添加物は原材料に含まれると明記されているわけではないが、食品添加物と食品添加物以外の原材料を区別して表示することを求めていること、原材料表示は重量又は容量の大きい順に記載する点は、CODEX（オ.）（カ.）、EU と共通である。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

CODEX においては、「技術的機能を達成するために期待される量に満たない水準でキャリーオーバーされた食品添加物」と「加工助剤」は原材料表示から免除されている（p.9。食品添加物の表示の免除の要件ではない）。

米国でも CODEX 同様、「加工助剤」「キャリーオーバー」は「添加物表示の免除」ではなく「原材料表示の免除」として規定されている。

CFR21 Part 101.100 食品： 表示の免除

(i) 技術的又は機能的効果を有しないが、その物質が機能的又は技術的效果を有する他の食品の成分として食品に配合された結果として、当該食品中に存在する物質。

(ii) 加工助剤：

(a) 食品の加工中に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から除去される物質。

(b) 加工中に食品に添加され、食品中に通常存在する成分に変換され、食品中に自然に存在する成分の量を著しく増加させない物質。

(c) 加工時に技術的又は機能的効果を得るために食品に添加されるが、完成した食品には重要でないレベルで存在し、その食品において技術的または機能的効果を有しない物質

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

- ①（基本）特定の名称でなければならず、総称（一般）名であってはならない。
- ② 以下5つの用途（機能分類）では用途名を併記する必要がある。
膨張剤、酵母の栄養素、生地改良剤、固化剤、チューインガムベース
- ③ 4種類の香料及びチューインガムベースについては、一括名表示が可能。
- ④ 加工助剤（食品添加物ではない）と、技術的な機能を発揮するために必要な量よりも

低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物が原材料表示の対象にならない点は、CODEX、EU と同じ。

栄養強化剤は食品添加物ではなく他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない点も CODEX、EU と同じ（日本とは異なる）。

<食品添加物の定義・考え方>に記載のとおり米国において着色料は食品添加物とは別に定義されている。表示についても、着色料には特別な表示のルールがある。着色料の表示については《第3章》で報告する。

1-5. シンガポール

<食品添加物の定義・考え方>

シンガポールの食品添加物の定義は以下のとおり（シンガポール食品庁「食品規則」）。

「食品添加物」とは、以下のものを含む。

(a) 食品の成分であり、その使用目的が直接的または間接的に食品の特性に影響を及ぼす、あるいはその影響を合理的に期待できるすべての物質。ただし、食品の調製、加工、包装、あるいは保管中の汚染や不適切な取り扱いの結果として食品に混入した異物は含まない。

(b) 固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香料、風味増強剤、保湿剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤、病原体低減処理剤、およびその他の一般目的添加物

このようにシンガポールの食品添加物の定義には CODEX の食品添加物の定義の要素（**ア.**）が含まれていない。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

エ. pH調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

シンガポールでは、食塩、糖類が、酢その他の有機酸や蒸留酒と共に食品添加物（「第一種保存料」とされている。CODEX、EU で食品とされている食塩が食品添加物とされていることは、CODEX や EU に共通の食品添加物要素の**ア.**「通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、」が定義に含まれていないことと符号する。

なお日本は、シンガポールと同様食品添加物の定義に（**ア.**）を含まないが、食塩を「添加物」ではなく食品としている→1-1.。米国では食塩は食品添加物ではなく GRAS 物質である→1-4.。

定義のうち（a）の第一文は CODEX の食品添加物の定義の要素（**イ.**）「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質をいう。」に相当する。

（b）は（**エ.**）に類似しているが明示されている用途名の数（種類）が少ない。（b）には

「栄養強化剤」が含まれており CODEX の食品添加物の定義の要素(ウ.)と相異している。食品添加物の定義に、栄養強化の目的で使用するものを含むと明記されているのは、今回の調査では、シンガポールと台湾のみである(日本も栄養強化剤は「添加物」だが、「添加物」の定義にその旨は明記されていない)。

シンガポールにおいて「加工助剤」は法令では定義されていないが、「添加物」の定義に(1)本規則において、「その他の一般目的添加物」とは、食品の加工または包装のいずれかにおいて有用かつ特定の目的を果たす物質をいい、これには加工助剤が含まれる。とあり、加工助剤は「その他の一般目的添加物」に含まれる。CODEX を含め多くの国・地域で加工助剤は食品添加物に含めず別に定義している中で、特徴的である。食品添加物に「加工助剤」が含まれる点も、シンガポールと日本は共通である。

日本では食品としている食塩を食品ではなく食品添加物(「第一種保存料」として)しているところは、食塩を GRAS 物質として明記して例示している米国に近いと言えるかもしれない。

<食品添加物の表示のルール>

シンガポールの原材料表示のルールは、以下のとおり。

「包装済み食品のラベルには、その食品に使用されている原材料および添加物の完全なリストを明記した、明確な原材料表示をおこなわなければならない。原材料の記載は、2種類以上の原材料を含む包装済み食品に義務付けられている。」

「個々の原材料の量または割合が指定されていない限り、使用されるすべての原材料および添加物は、それらが存在する重量割合の降順で記載されなければならない(すなわち、製造時点における原材料の投入重量に基づき、重量の重い原材料を最初に記載し、最も重量が少ない原材料が最後に記載されなければならない)。」

このうち、「使用されるすべての原材料及び添加物」は、原材料と添加物を区別した書きぶりになっており、「添加物」を通常の食品と区別している日本と考え方が似ているかもしれない。しかしながら、食品添加物と食品添加物以外の原材料を区別して表示することを求めていること、原材料表示は重量又は容量の大きい順に記載する点は、CODEX (オ.) (カ.)、EU、米国と共通である。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

- ① 食品添加物は「適切な名称」を用いて表示しなければならない。「適切な名称」とは、一般的な名称又は説明ではなく特定の名称又は説明を意味し、その名称が適用される成分、構成要素或いは製品の真の性質を購入希望者に示すものでなければならない。

食品添加物の表示では国際番号システム（INS）番号又は E 番号を使用することができる。

- ② 用途名（機能分類）の併記は義務付けられていない。合成着色料タートラジンを使用した場合は、成分表示の下に「タートラジン」、「着色料（102）」、「着色料（FD&C 黄色 5 号）」あるいは同様の言葉を明示しなければならない。

シンガポールの食品添加物の定義には、「病原体低減処理剤」「その他の一般目的添加物」が含まれている。シンガポールの食品添加物表示において用途名表示が義務となる用途が限定されているのは、これら独特の（CODEX の、用途名併記が必要な用途名の一覧にない）用途名が定義に含まれていることと関係があるかもしれない。

- ③ 一括名の表示が認められるのは、他の食品の成分として使用される場合の着色料、乳化剤・安定剤、及び香料、以下のガムを含む食用ガム：アカシアガム、カラヤガム、トラガカントガム、キャロブガム、ジェランガム、ガテイガム、グラーガム、キサントガム

- ④ 加工助剤と、技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリアオーバーされた食品添加物が原材料表示の対象にならない点は、CODEX、EU、米国と同じ。

栄養強化剤は食品添加物であるが表示免除の対象ではない。他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない。この点は CODEX、EU、米国と同じ（日本とは異なる）。

1-6. オーストラリア

<食品添加物の定義・考え方>

オーストラリアで食品添加物は、「食品添加物の目的として指定された技術的目的（※）のために用いられる物質」と定義されている（「食品基準コード」）。指定された目的は以下のとおり（同別表14）。

pH調整剤、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、補色剤、乳化剤、固化剤、風味増強剤、香料（ハーブ、スパイス及び高甘味度甘味料を除く）、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、高甘味度甘味料、保存料、噴射剤、膨張剤、封鎖剤、安定剤、増粘剤

オーストラリアの食品添加物は、食品添加物の機能分類の一覧だけで定義されている。CODEXの食品添加物の定義の要素（**ア.**）も（**イ.**）もなく、（**ウ.**）も明示されていない。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

エ. pH調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

なおシンガポールの機能分類の一覧には「およびその他の一般目的添加物」が含まれているが、オーストラリアの定義には「その他の目的の添加物」は含まれていない。

食品基準コード別表14（食品添加物の目的/用途）に「栄養強化」はないので、（要素**ウ.**は明記されていないが、）栄養強化剤は食品添加物に含まれないと考えられる。ただし後述する表示のルールでは「食品添加物として使用される物質（ビタミン、ミネラルを含む）」との表現がある。

オーストラリアでは、加工助剤は食品添加物とは別に定義されている（加工助剤は食品添加物ではない）。

<食品添加物の表示のルール>

オーストラリアには、CODEXの原材料表示のルールの（**オ.**）「原材料とは、食品添加物を含め（中略）最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」は明示されていない。「原材料表示には、当該販売用食品に含まれる各原材料を記載しなければならない。」と規定されている。「原材料表示には、各原材料を配合重量の大きい順に記載しなければならない。」（**カ.**）は規定されている。

食品添加物と食品添加物以外の原材料を区別して表示することを求めていること、原

材料表示は重量又は容量の大きい順に記載する点は、CODEX (オ.) (カ.)、EU、米国、シンガポールと共通である。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

- ① ②に示す、「別表7」に指定されている用途以外の用途の食品添加物は、「別表8」にて記載されている当該物質の名称を記載する。

「別表8」 食品添加物の名称及びコード番号（原材料の表示用）

基準 1.2.4 は、原材料表示に関する情報の要件の規格であり、他の事項とあわせて、食品添加物として使用される物質に関する規定を含み、基準 1.2.2-2 におけるコード番号という用語の定義における食品添加物番号を、ならびに基準 1.2.4-7(1)における名称とコード番号をリスト化（リスト省略）している。

- ② 「別表7」に指定されている用途の食品添加物は、該当する用途（クラス名）を明記したうえで、その後ろに、別表8にて記載されている当該物質の名称またはコードナンバーをカッコ書きで記載する（用途名併記）。

「別表7」

規定のクラス名（19クラス）：酸味料、pH調整剤、アルカリ、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、固化剤、風味増強剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、保存料、膨張剤、安定剤、甘味料、増粘剤、

任意のクラス名（6クラス）：消泡剤、乳化塩、酵素、ミネラル塩、加工でん粉、植物性ガム

- ③ 「酵素」と「香料」はそのように一括名表示することが可能
ビタミン又はミネラルが食品に添加される場合、当該ビタミン又はミネラルは、クラス名「ビタミン」又は「ミネラル」を使用して表示できる。

- ④ 加工助剤（食品添加物ではない）と、技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物が原材料表示の対象にならない点は、CODEX、EU、米国と同じ。

栄養強化剤は食品添加物ではなく他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない点も CODEX、EU、米国、シンガポールと同じ（日本とは異なる）。

1-7. 中国

<食品添加物の定義・考え方>

中国の食品添加物の定義は以下のとおり（食品安全国家標準 食品添加物使用標準）。

「食品添加物」とは、食品の品質及び色、香り、味を改善し、腐食を防ぎ、鮮度を保ち、加工上の必要を満たすために食品に添加される合成または天然の物質をいう。食品用香料、ガムベース、食品工業用加工助剤も含まれる。

ここには、CODEX の食品添加物の定義の要素（ア.）も（イ.）も含まれていない。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

エ. pH調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

（ウ.）も明示されていないが、中国において栄養強化剤は食品添加物ではない。食品添加物とは別の国家標準「食品栄養強化剤使用標準」で以下のとおり定義されている。

「2.1 栄養強化剤 食品の栄養成分（栄養価）を増やすことを目的として、食品に添加する天然又は人口的に合成された栄養素及びその他の成分である。」

栄養強化剤を食品添加物に含めないとしている点は、CODEX（ウ.）と一致している。

中国において加工助剤は食品添加物に含まれる。国家標準「食品添加物使用標準」に「食品工業用加工助剤」が以下のとおり定義されている。

「食品工業用加工助剤とは、食品加工を円滑に行えるようにする各種の物質で、食品自体とは関係性がないものをいう。例として、ろ過補助剤、清澄化剤、吸着剤、型わく分離剤、脱色剤、脱皮剤、抽出溶剤、発酵用栄養物質等がある。」

「加工助剤」が食品添加物に含まれる点は日本、シンガポールと共通である。

<食品添加物の表示のルール>

食品添加物は食品添加物以外の原材料と共に、「材料表」に表示されなければならない。

食品添加物は「材料表」に、食品添加物以外の原材料と一緒に比率の多い順に表示しても良いし（B1, B2, B3）、項目名食品添加物に続けてまとめて表示しても良い（B4）。

B.1 食品添加物の具体的な名称は、添加量の多い順に表示する

B.2 食品添加物の機能分類名と国際コードは、添加量の多い順に表示する

B.3 食品添加物の機能的分類と具体的な名称は、添加量の多い順に表示する

B.4 食品添加物品目を併記した記載方式を設定する

「材料」は、製造または加工時に食品に添加された重さによって、重い順に記載しなければならない。2%を超えない量で添加された材料は、降順に記載しなくてもよい。

ある「材料」が2つ以上の他の材料からなる複合材料（複合食品添加物を除く）である場合には、材料表に複合材料の名称を表示し、その後に複合材料の元となる材料を重い順に括弧内に併記されるならば、明記してもよい。複合材料が国家標準、業界標準または地域標準を持ち、その添加量が食品の総量 25%より少ない場合、複合材料の元の材料を表示する必要はない。

香料は「食品着香料《食用香精》、食用香料《食用香料》、食品着香料および食品香料《食用香精香料》」、食品香料副剤《輔料》は、「食品香料副剤《食品用香精輔料》」と表示できる。

栄養強化剤は食品添加物に含まれないが、栄養強化剤の表示は、食品添加物と同じく食品添加物一般表示規則に従うとの規定がある【GB 29924-2013 食品安全国家基準 食品添加物一般表示規則】。しかしながら栄養強化剤は、原材料として表示しても良い。（付属文書 B B.4.1.一般原則）

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

- ① 食品添加物は、その食品添加物の一般名を表示する必要がある。食品添加物の一般名は、食品添加物の特定名称として表示してもよいし、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム（INS）を併せて表示してもよい。
- ② 食品添加物の特定名称又は国際番号システム（INS）を併せて表示する食品添加物の機能分類名は以下の 22。

酸度調節剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、漂白剤、膨張剤、ガムベース、着色剤、発色剤、乳化剤、酵素剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、被膜剤、水分保持剤、防腐剤、安定剤、甘味剤、増粘剤、食品用香料、食品工業用加工助剤、これら以外の物質。

- ③ 香料については、「食品着香料《食用香精》、食用香料《食用香料》、食品着香料および食品香料《食用香精香料》」、食品香料副剤《輔料》については、「食品香料副剤《食品用香精輔料》」と表示可。
- ④ 加工助剤（食品工業用加工助剤）は添加物に含まれるが、最終製品においてプロセス上の役割を持たない場合には、表示する必要はない（加工助剤は表示免除）。食品の総量の 25%未満の量で添加される原材料の組み合わせにふくまれる食品添加物は、最終製品においてプロセス上の役割を持たない場合には、表示する必要はない（キャリアオーバーは表示免除）。

栄養強化の目的で使用されるもの（食品栄養強化剤）は食品添加物に含まれず、原材料として表示しなければならない。この点は CODEX、EU、米国、シンガポール、オーストラリアと同じ（日本とは異なる）。

1-8. 香港

<食品添加物の定義・考え方>

香港の食品添加物の定義は以下のとおり（香港法第 132 W 章）。

「添加物（添加剤、Additive）とは、一般的に食品とみなされない、または食品として使用されない物質であって、食品の保存性、組織、粘稠性、形状、食味、香り、pH に影響を与えるか、または食品に関連するその他の技術的機能を果たすために、あらゆる段階で食品に添加される、または食品に使用されるあらゆる物質をいう。前述のように食品に添加される、または食品の内外に使用される限りにおいて加工助剤を含むが、以下を含まない。

- (a) ビタミン、ミネラル、その他の栄養素であって、食品の栄養を強化または増強させるか、食品成分を補完させる目的においてのみに使用されるもの；
- (b) 調味料として使用されるハーブまたは香辛料 (c) ホップ (d) 塩 (以下略)」

香港の食品添加物の定義のうち「一般的に食品とみなされない、または食品として使用されない物質であって、」の部分は、CODEX の食品添加物の定義の要素（**ア.**）に通じる。CODEX の食品添加物の定義の要素（**イ.**）は含まれていない。

「ビタミン、ミネラル、その他の栄養素であって、食品の栄養を強化または増強させるか、食品成分を補完させる目的においてのみに使用されるもの（を含まない）」は、CODEX の食品添加物の定義の要素（**ウ.**）に一致する。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

エ. pH 調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

食品の香りに影響を与える物は食品添加物、と定義しているにも拘わらず、用途名（機能分類）に「香料」はない。ただし一括名表示の「調味料、調味剤」は英語では「Flavour、Flavouring」とされている（香港では広東語、英語、どちらの表示も可能）。ただし香辛料、スパイスは食品添加物ではないことが定義に明記されている。

香港において「加工助剤」は法令では定義されていないが、「添加物」の定義に「加工助剤を含む」と書かれている。「加工助剤」が食品添加物に含まれる点は日本、シンガポール、中国と共通である。

<食品添加物の表示のルール>

香港の原材料表示のルールに以下の記述がある。

「2. 原材料一覧

(1) 包装食品には、「原材料（配料）」、「成分組成（成分組合）」、「含有物質（内含物質）」のいずれかあるいは同様の語を含む適切な見出しの下に、その食品の原材料一覧を読みやすく表示またはラベル付けをしなければならない。

(2) (3) 項、(4) 項、(4A) 項及び (4B) 項に該当する場合を除き、各原材料（食品容量の 5%未満の水を除く）は、食品が包装された時点で決定された重量及び容量の大きい順に記載するものとする。」

原材料表示の「見出し」は食品添加物と食品添加物以外の原材料を区別していないこと、原材料表示は重量又は容量の大きい順に記載する点は、CODEX (オ.) (カ.)、EU、米国、シンガポール、オーストラリアと共通である。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

食品添加物の表示、原材料の表示に限らず、「包装済み食品の表示は中国語または英語のいずれか、またはその両方で書かれていなければならない。」とされている点は、香港に特徴的である。

個々の食品添加物の表示については以下のとおり規定されている。

① 物質名表示が基本。

食品の原材料を構成する添加物は、その機能分類ごとに、以下を記載。

- (a) 当該添加物の特定の名称、または
- (b) 国際番号システム (INS) に基づく識別番号、または
- (c) E-番号

② 23 機能分類については、食品添加物分類別名も併記 (用途名の後に INS 番号或いは E-番号表記も可)。

光沢剤、保湿剤、着色料、酸化防止剤、固結防止剤、保存料、乳化剤、乳化塩、固化剤、消泡剤、噴射ガス、甘味料、発泡剤、酸味料、pH 調整剤、風味増強剤、増粘剤、増量剤、ゲル化剤、膨張剤、安定剤、小麦粉処理剤、保色剤。

③ 香料 (香料または着香料) 及び加工でん粉 (改性でん粉) は一括名による表示可。

「香料」の用語は、「天然」、「ネイチャーアイデンティカル《等同天然》」、「人工」、または適宜これらの言葉の組み合わせにより修飾することができる。

④ 「加工助剤」は法令では定義されていないが、食品添加物に含まれる。

キャリーオーバーについては、特に定義されていない。

ビタミン、ミネラル、その他の栄養素であって、食品の栄養を強化または増強させ

る目的においてのみ使用されるものは、添加物ではない。原材料として表示しなければならない。この点は CODEX、EU、米国、シンガポール、オーストラリア、中国と同じ（日本とは異なる）。

1-9. 台湾

<食品添加物の定義・考え方>

台湾「食品安全衛生管理法 第3条」に以下の用語の定義がある。

1. 食品：人の飲食または咀嚼に供される製品およびその原料をいう。
3. 食品添加物：食品の着色、調味、防腐、漂白、乳化、香りの増加、品質安定、発酵促進、稠度の増加、栄養強化、酸化防止またはその他必要な目的のために、食品に添加または接触する単一または複数の物質をいう。複数の食品添加物を含む添加物は、中央主管機関が許可した食品添加物から組成されたものに限られ、前述の許可された単一の食品添加物はいずれも中央主管機関が許可した許可番号を有するものでなければならない。

このように台湾において食品添加物は「食品に添加又は接触する（中略）物質」であって、「食品」ではない。この点は日本（食品衛生法）の「添加物」の定義（添加物は食品に使用するものであって食品（の原材料）とは区別されている）と同様である。

日本と同様台湾の食品添加物の定義にも、CODEXの食品添加物の定義の要素の（ア.）、（イ.）どちらも含まれていない。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

（ウ.）「食品添加物には、（中略）栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。」は明示されていないどころか逆に「栄養強化の目的のために食品に添加又は接触する物質」は食品添加物だと定義に明記されている。

食品添加物の定義に、栄養強化の目的で使用するものを含むと明記されているのは、今回の調査では、シンガポールと台湾の、2か国のみである（日本も栄養強化剤は「添加物」だが、「添加物」の定義にその旨は明記されていない）。

食品添加物の定義に「その他の目的」が含まれている点は、シンガポールの食品添加物の定義に「その他の一般目的添加物」が含まれている点と類似している。

「食品安全衛生管理法 第3条」における加工助剤の定義は以下のとおり。

12. 加工助剤：食品または食品原料の製造加工の過程において、特定の加工目的を達成するために使用し、食品原料または食品容器、食品用器具として使用するものではない物質をいう。当該物質は最終製品において機能を生じず、その商品形式により食品が包装される前に食品中から除去すべきで、それは意図せず存在する可能性があり、避けることのできない残留物である。

CODEX における加工助剤の定義（※）とよく似ており、CODEX、EU、米国、オーストラリア、タイと同じく、台湾においても加工助剤は食品添加物に含まれない。

（※）「加工助剤」とは「装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費されることのない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。ただし、意図的ではないが、その残渣又は派生物が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。

このように「加工助剤」は食品添加物とは別のものとされており、使用された「添加物」のうち最終食品で効果を発揮しないことを条件に表示が免除されるものを「加工助剤」とする日本とは、考え方が異なっている。

<食品添加物の表示のルール>

「食品安全衛生管理法 第3条」に「原材料」の定義はない。

「食品添加物」は、「内容物」（添加物以外の原材料のことと思われる）と共に、表示が義務付けられている。添加物の名称は、内容物の名称と別の欄に表示してもよいし、内容物の名称と一緒に表示しても良い。内容物の名称と一緒に表示する場合は、（食品添加物の）含有量の多い順に表示しなければならない（台湾食品医薬品局 Q&A）。

食品添加物以外の原材料と食品添加物を区別している点は日本、シンガポール、中国と共通している。食品添加物と食品添加物以外の原材料を区別して表示する方法と、区別しない方法、どちらでも良いとしている。点は中国と共通しており、区別して表示することしか認めていない日本とは、やはり異なっている。

個々の食品添加物の表示について「食品安全衛生管理法施行規則」に以下の規定がある。

第9条 本法第22条第1項第4号が規定する食品添加物の名称は、「食品添加物の使用範囲および上限量ならびに規格基準附表1の食品添加物使用範囲および上限量」が規定する食品添加物の品名、または一般社会において通用する名称で表示するとともに、以下の規定に従わなければならない：

1. 甘味料、保存料、酸化防止剤については、機能性名称を同時に表示しなければならない。

2. 複合食品添加物の場合は、それぞれの原料名を表示しなければならない。食品に含まれる食品添加物が、合法的な原料の使用を通して食品に混入した場合、かつその含有量が直接添加に必要な量よりも著しく少ない量であり、最終製品において機能を持たない場合は、表示を免除することができる。

すなわち、

- ① 一般名（物質名）が基本。

- ② 甘味料、保存料、酸化防止剤については用途名の併記が必要（3用途）。
CODEX（25用途）、EU（24用途）、香港（23用途）等に比べ、用途名併記が義務付けられる用途の数が少ない。このことは、食品添加物の定義に「その他の目的」が含まれていることと関係があるかもしれない。シンガポール（用途名併記の義務がない）の食品添加物の定義にも「その他の一般目的添加物」が含まれている。
- ③ 香料は「香料」、天然香料の場合は「天然香料」と表示することができる。ただし、香料成分以外の原材料はそれぞれの名称を表示。
- ④ 台湾において表示が義務付けられているのは「内容物」（食品添加物以外の原材料）と「食品添加物」であって、加工助剤（食品添加物ではない）は原材料表示の対象ではない。また、「食品安全衛生管理法施行規則 第9条 2.」のとおり、「食品に含まれる食品添加物が、合法的な原料の使用を通して食品に混入した場合、かつその含有量が直接添加に必要な量よりも著しく少ない量であり、最終製品において機能を持たない場合」（日本で言うところの「キャリアオーバー」）「は、表示を免除することができる。」
栄養強化剤は食品添加物であるが表示免除の対象ではない。他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない。この点は CODEX、EU、米国と同じ（日本とは異なる）。

<食品添加物の定義・考え方>

タイの食品添加物の定義は以下のとおり（保健省告示第 372 号）。

「食品添加物」とは、食品としての栄養価を提供するか否かに関わらず、通常は食品として、あるいは食品の必須成分として使用されることはないが、加工技術、食品の着色、増強、包装、保管、または運搬を目的として食品に添加されるもので、それにより食品の質や基準、あるいは特性に対して何らかの影響をもたらすものである。また食品添加物には、食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、上記の目的のために食品と共に包装容器に封入する物質も含む。第 1 パラグラフの宣言には、タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルなど、食品の栄養価を強化あるいは調整するために添加される栄養素は含まれない。

タイの食品添加物の定義には、CODEX の食品添加物の定義の要素（ア.）（イ.）（ウ.）全てが含まれている。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することはなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

それだけでなく、冒頭の「食品としての栄養価を提供するか否かに関わらず」も CODEX の食品添加物の定義の冒頭「栄養価の有無にかかわらず、」に相当する。このようにタイの食品添加物の定義は CODEX の定義とほぼ同じである。

ただし、「本告示は、保健省告示「香料」に基づく香料には適用されない。」とされており、香料は食品添加物とは別に管理されている。

加工助剤は、食品添加物とは別に以下のとおり定義されている（保健省告示 412 号）。

これも、CODEX の加工助剤の定義（※）と同一である。

「加工助剤」とは、それ自体では食品成分として消費されないが、処理または加工中に特定の技術的目的を果たすために、原材料、食品またはその成分の加工において意図的に使用され、最終製品中に意図的ではないが不可避免的に残留物またはその誘導体が存在する可能性のある物質または材料をいう。

（※）「加工助剤」とは「装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費されることのない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。ただし、意図的ではないが、その残渣又は派生物が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。

このように「加工助剤」は CODEX、EU、米国、オーストラリア、台湾同様、タイにおいても食品添加物とは別のものとされており、使用された「添加物」のうち最終食品で効果を発揮しないことを条件に表示が免除されるものを「加工助剤」とする日本とは、考え方が異なっている。

<食品添加物の表示のルール>

添加物は原材料の一部であり、食品添加物以外の原材料と添加物を区別することなく重量順に表示する。こちらも CODEX の考え方（オ.）（カ.）と同じ。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

個々の食品添加物の表示について、「保健省告示第 第 383 号 包装済み食品の表示について（No.2）第 4 条 2」に以下の規定がある。

7. 食品添加物の機能分類名を特定の名称とともに、または国際番号システム：INS 番号を用いて宣言する。

7. 1 「天然色」または「合成色」の後に、特定の名称または 国際的番号システムである：INS for Food Additives を用いる。

7. 2 「甘味料」「香味増強剤」「保存料」に続けて個々の食品添加物名称。保存料、香味料、甘味料、着色料以外の食品添加物については、食品の機能分類名の代わりに「食品添加物」の文字を表示することができる。食品添加物の機能分類名を特定の名称と一緒に、または 国際番号システム：INS 番号を付けて表示することができる。

8. 場合によっては、「天然模倣臭を添加した」、「人工香料を添加した」、「天然香料を添加した」または「天然模倣香料を添加した」のテキスト

すなわち、

- ① 一般名（物質名）と用途名の併記又は「食品添加物に関する分類名の国際番号システム（CXG36-1989）」の識別番号（以下「INS 番号」）と用途名の併記が基本。
- ② 着色料、甘味料、香味増強剤、保存料以外の食品添加物については、これら用途名の代わりに「食品添加物」を併記することができる。
- ③ 香料は香味物質の名称の代わりに「香味物質添加」「天然香料」「天然イミテーションフレーバー」「合成フレーバー」と表示することができる。
- ④ 加工助剤（原材料ではない）と、技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物は原材料表示の対象にならない点は、CODEX、EU、米国、オーストラリアと同じ。日本でいうところの「キャリーオーバー」

についてタイでは「食品安全衛生管理法施行細則 第9条第2項」に以下規定されている。

食品に含まれる食品添加物が、合法的な原料の使用を通して食品に混入してしまった場合、かつその含有量が直接添加に必要な量よりも著しく少ない量であり、最終製品において機能を持たない場合は、表示を免除することができる。

栄養強化剤は食品添加物ではなく他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない点も CODEX、EU、米国、シンガポール、オーストラリア、中国と同じ（日本とは異なる）。

1-11. ベトナム

ベトナムの食品添加物の定義は以下のとおり（食品安全法）。

「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、食品の製造の過程において食品の特定の性質を保持又は改良するために意図的に添加される物質。

ベトナムの食品添加物の定義のうち「栄養価の有無にかかわらず、」は、CODEXの食品添加物の定義と共通しているが、CODEXの食品添加物の定義の以下3つの要素(ア.) (イ.) (ウ.) は含まれていない。

ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」

イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」

ウ. 栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨

加工助剤は、食品添加物とは別に以下のとおり定義されている（食品安全法）。

「食品加工助剤」とは、食品の材料又は原料の加工において技術的な目的を達成するために意図的に使用される物質であり、食品から取り除かれるか、又は食品中に残る。

これも、CODEXの加工助剤の定義（※）より簡素だが、よく似ている。

（※）「加工助剤」とは「装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費されることのない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。ただし、意図的ではないが、その残渣又は派生物が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。

このように「加工助剤」はCODEX、EU、米国、オーストラリア、台湾、タイ同様、ベトナムにおいても食品添加物とは別のものとされており、使用された「添加物」のうち最終食品で効果を発揮しないことを条件に表示が免除されるものを「加工助剤」とする日本とは、考え方が異なっている。

<食品添加物の表示のルール>

「商品表示に関する政令」に以下の規定がある。

[成分の表示とは、製造に使用され、形態が変化しても、最終製品に存在する、食品添加物を含む原料の名称をリストアップすることを意味する。]

すなわち原材料表示は最終食品に存在する原料が表示され、食品添加物は原料の一部として、最終製品に存在するものだけが表示される。CODEXの考え方(オ.) (カ.)のうち、

(オ.)と一致する。

オ.「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ.「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

「商品表示に関する政令」にはさらに以下の規定がある。

食料品については、その成分を重量の多い順に記載しなければならない。食品添加物については、食品添加物の区分名と食品添加物の名称、国際番号システム (INS 番号) がある場合は INS 番号を記載しなければならない。上記の内容とは別に、香料、甘味料、着色料 である食品添加物については、その食品添加物が「天然」(natural)、「天然に類似の」(nature-identical)、「合成」(synthetic)、または「人工」(artificial)のいずれであるかを記載しなければならない

「食料品については、その成分を重量の多い順に記載しなければならない。」は CODEX の原材料表示の考え方 (**カ.**) と一致する。

以上、食品添加物と食品添加物以外の原材料を区別して表示することを求めていること、原材料表示は重量又は容量の大きい順に記載する点は、CODEX (**オ.**) (**カ.**)、EU、米国、シンガポール、オーストラリアと共通である。

個々の食品添加物の表示については上記「商品表示に関する政令」のとおり。すなわち、

- ① 一般名 (物質名) と用途名の併記又は「食品添加物に関する分類名の国際番号システム (CXG36-1989)」の識別番号 (以下「INS 番号」と用途名の併記が基本。
- ② 以下 25 用途については該当する用途名を、国内法に準じた特定の名称または国際コードとともに表示する必要がある。

pH 調整剤 小麦粉処理剤 固結防止剤 発泡剤 消泡剤 ゲル化剤 酸化防止剤 光沢剤 漂白剤 保水剤 増量剤 防腐剤 炭酸化剤 噴出剤 着色剤 膨張剤 保色剤 キレート剤 乳化剤 安定剤 乳化塩 甘味料 固化剤 増粘剤 調味料

- ③ 香料、着香料、加工でん粉は一括名で表示できる。
香料、着香料、加工でん粉について一括名表示を認めている点は香港と共通している。ただし香料については、「flavouring」という表示の後ろに「天然」、「天然に類似の」、「合成」又は「人工」のいずれかであることを記載しなければならない。
- ④ 加工助剤は食品添加物ではない (そもそも原材料表示の対象ではない)。日本でいうところの「キャリアオーバー」についてベトナムでは「商品表示に関する政令」に以下規定されている。技術的機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリアオーバーされた食品添加物は原材料表示の対象にならない点は、CODEX、EU、米国、オーストラリアと同じ。

食品添加物を含む原材料等を使用し、技術的機能を発揮するのに十分な量の当該食品添加物が当該食品中にキャリーオーバーされた場合、当該食品添加物を原材料リストに記載しなければならない。ただし、技術的機能を発揮するために必要な量よりも低い水準でキャリーオーバーされた食品添加物および加工助剤の記載は免除される。4.1 の一覧に記載されているアレルギー義務表示の対象となる食品については記載の免除が適用されない。

栄養強化剤は食品添加物ではなく他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない点も CODEX、EU、米国、シンガポール、オーストラリア、中国、タイと同じ（日本とは異なる）。

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	CODEX	EU	米国	シンガポール	オーストラリア
食品添加物の定義	<p>「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。</p> <p>「添加物」は「食品に使用するもの」であって食品（の原材料）とは区別される。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自体を食品として消費することはない食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的（感覚的な目的を含む）で食品に意図的に添加した結果、（直接的又は間接的に）当該物質又はその副産物が食品の一部分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質。</p> <p>食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自身を食品として摂取せず、また食品の典型的な原材料として使用されることのないものであり、食品の製造、加工、調整、処理、包装、輸送、保存の工程で技術的な目的のために意図的に加えられた結果、当該物質またはその副産物が直接的または間接的に当該食品の構成成分となる、あるいはそのようなことが合理的に予想されるあらゆる物質。</p>	<p>「食品添加物」とは、安全性を評価するための科学的な訓練及び経験を有する専門家らが科学的手順（1958年1月1日以前に食品に使用されていた物質の場合は科学的手順あるいはこれまでの使用実績）に従い「一般的に安全である（GRAS）と認められた物質以外で、その目的とする使用によって、直接又は間接的に食品の一部となるか、又は食品の性質に影響を与えるような結果をもたらすか、あるいはそのような効果をもたらすことを期待される物質（食品の生産、製造、充填、加工、調理、処理、包装、輸送又は保存を目的とするすべての物質を含む）。</p> <p>ただし、この用語に着色料及び栄養強化を目的として用いられるものは含まれない。</p>	<p>「食品添加物」とは、</p> <p>(a) 食品の成分であり、その意図された使用により、直接的または間接的に、食品の特性にそれらが影響を及ぼす結果となるか、またはそのような結果となることが合理的に予想されるすべての物質であって、ただし、食品の調整、加工、包装、あるいは保管中の汚染や不適切な取り扱いの結果として食品に混入した異物は含まない物質。</p> <p>(b) 固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香料、風味増強剤、保湿剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤、病原体低減処理剤、およびその他の一般目的添加物。</p>	<p>「食品添加物」とは、食品添加物の目的として指定された技術的目的のために用いられる物質。</p> <p>指定された技術的目的（別表14）： pH調整剤、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、補色剤、乳化剤、固化剤、風味増強剤、香料（ハーブ、スパイス及び高甘味度甘味料を除く）、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、高甘味度甘味料、保存料、噴射剤、膨張剤、封鎖剤、安定剤、増粘剤。</p> <p>（栄養強化剤は、指定された技術目的に含まれていない）</p>
栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料は含まれる。</p> <p>着色料は食品添加物ではなく色素添加物（color additive）として定義されている。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>
加工助剤	<p>加工助剤は食品の加工の際に添加されるものであり、「添加物」となるが、添加物としての表示は免除される。</p> <p>「加工助剤」とは、食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの、又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないもの。</p>	<p>加工助剤は原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するもので、食品添加物ではない。</p> <p>「加工助剤」とは、装置若しくは器具類を含まず、それ自体では食品の原材料として消費することのない物質又は材料であって、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するもの。</p> <p>ただし、意図的ではないが、その残渣又は派生物が最終製品中に存在することが回避できない場合がある。</p>	<p>加工助剤は食品添加物とは別に定義されており、食品添加物ではない。</p> <p>「加工助剤」とは、</p> <p>(i) それ自身が食品として消費されないもの</p> <p>(ii) 原材料、食品またはその原材料の加工において、処理または加工特定の技術的目的を満たすために意図的に使用されるもの</p> <p>(iii) 意図的ではないが、技術的に回避できないその物質または誘導体の残留物が最終製品中に存在する可能性があるものであって、ただしこれらの残留物が健康に何らリスクを与えず、また最終製品に対して何ら技術的な影響をもたらさないもの。</p>	<p>加工助剤は「二次的 direct 食品添加物」の一つであり、いわゆる「直接食品添加物」ではない。</p> <p>「加工助剤」とは、</p> <p>(a) 食品の加工中に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から除去される物質</p> <p>(b) 加工中に食品に添加され、食品中に通常存在する成分に変換され、食品中に自然に存在する成分の量を著しく増加させない物質</p> <p>(c) 加工時に技術的又は機能的効果を得るために食品に添加されるが、完成した食品には重要でないレベルで存在し、その食品において技術的または機能的効果を有しない物質。</p>	<p>加工助剤は「その他の一般目的添加物」に含まれ、食品添加物である。</p> <p>「その他の一般目的添加物」とは、食品の加工または包装のいずれかにおいて有用かつ特定の目的を果たす物質をいい、これには「加工助剤」が含まれる。</p>	<p>加工助剤は食品添加物とは別に定義されており、食品添加物ではない。</p> <p>「加工助剤」とは、</p> <p>(1) 食品に関連して加工助剤として使用される物質とは、加工の工程中使用される以下の物質、</p> <p>(a) 加工の工程で技術的目的を果たすために使用される、及び</p> <p>(b) 販売用食品において技術的目的を果たさない、及び</p> <p>(c) サブセクション (3)項に指定（別表18及びGMP）するもの。</p>

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	CODEX	EU	米国	シンガポール	オーストラリア
原材料の定義（食品添加物を含む）	「原材料」の定義はないが、原材料表示と添加物の表示は明確に区分される。	「原材料」の定義のとおり、添加物は「原材料」の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製剤中に存在しているあらゆる物質。	「原材料」の定義のとおり、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「原材料」とは、香料、食品添加物及び食品酵素、及び複合原材料の構成成分を含むあらゆる物質または製品で、食品の製造または調整に使用され、その形態が変化したものであったとしても、最終製剤においても存在する物質。	「原材料」の定義はないが、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。	「原材料」の定義はないが、包装済み食品のラベルには、その食品に使用されている原材料および添加物の完全なリストを明記した、明確な原材料表示をおこなわなければならない。使用される全ての原材料及び添加物は、それらの重量順で表示。 原材料の記載は、2種類以上の原材料を含む包装済み食品に義務付けられている。	「原材料」の定義はないが、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。
原材料の表示順	(添加物以外の) 原材料と添加物、それぞれについて重量順に表示。複合原材料に含まれる添加物も複合原材料中の他の原材料から切り離して表示。	(添加物以外の) 原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。 (複合原材料の後ろに括弧を付して表示する場合、添加物も他の原材料と共に括弧内に表示。)	(食品添加物以外の) 原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 当該複合原材料の総重量で表示し、直後に、それぞれの原材料のリストを括弧を付して表示すれば、複合原材料として表示することができる。	(食品添加物以外の) 原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。	(添加物以外の) 原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。	(食品添加物以外の) 原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の後ろに括弧を付して表示する場合、食品添加物も他の原材料と共に括弧内に表示。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム (INS) 番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	物質名表示が基本。 25用途については用途名も併記。 一括名による表示が認められる場合もある。 加工助剤、キャリアオーバーは表示しない(原材料ではない)。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 24用途については用途名も併記(用途名に続けて当該食品添加物の特定の名称、またはE番号を表示)。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 5用途について、用途名も併記。 5用途について、一括名表示が可能。 偶発的(二次的)な添加物(加工助剤、キャリアオーバー)は表示が免除される。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本だが、国際番号システム (INS) 番号またはE番号を使用することができる。 酵素、香料については、一括名による表示が可能。 ビタミン又はミネラルが食品に添加される場合、当該ビタミン又はミネラルは、クラス名に「ビタミン」又は「ミネラル」を使用して表示できる。 栄養強化剤は食品添加物であり、食品添加物として表示しなければならない。	物質名表示が基本であるが、既定の19クラス及び任意の6クラスにおいて用途名併記。 酵素、香料については、一括名による表示が可能。 ビタミン又はミネラルが食品に添加される場合、当該ビタミン又はミネラルは、クラス名に「ビタミン」又は「ミネラル」を使用して表示できる。 栄養強化剤は食品添加物ではない。
用途名併記	8用途については用途名も併記。 甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ばい剤。	25用途については用途名も併記。 pH調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保温剤、賦形剤、保存料、炭酸化合物、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤。	24用途については用途名も併記(用途名に続けて当該添加物の特定の名称、またはE番号)。 酸味料、pH調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、乳化塩、固化剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保温剤、加工でんぷん、保存料、噴射剤、膨張剤、金属イオン封鎖剤、安定剤、甘味料、増粘剤。	5用途について、用途名も併記。 膨張剤、酵母の栄養素、生地改良剤、固化剤、及び合成保存料。	用途名(機能分類)の併記は義務付けられていない。 既定の19クラス及び任意の6クラスにおいて用途名併記(別表7 食品添加物のクラス名)。 規定のクラス名(19クラス)： 酸味料、pH調整剤、アルカリ、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、固化剤、風味増強剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保温剤、保存料、膨張剤、安定剤、甘味料、増粘剤。 任意のクラス名(6クラス)： 消泡剤、乳化塩、酵素、ミネラル塩、加工でんぷん、植物性ガム。	既定の19クラス及び任意の6クラスにおいて用途名併記(別表7 食品添加物のクラス名)。 規定のクラス名(19クラス)： 酸味料、pH調整剤、アルカリ、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、固化剤、風味増強剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保温剤、保存料、膨張剤、安定剤、甘味料、増粘剤。 任意のクラス名(6クラス)： 消泡剤、乳化塩、酵素、ミネラル塩、加工でんぷん、植物性ガム。

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	CODEX	EU	米国	シンガポール	オーストラリア
一括名による表示	イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、水素イオン濃度調節剤、膨張剤のうちそれぞれ「食品表示基準について」別添添加物1-4に指定された添加物は当該一括名（用途名のみ）による表示可。	香料、加工でん粉は一括名で表示可。	香料は一括名で表示可。	5用途について、一括名表示が可。	一般的名称（一括名）の表示が認められるのは、他の食品の成分として使用される場合の着色料、乳化剤・安定剤、及び香料、以下のガムを含む食用ガム：アカシアガム、カラヤガム、トラガカントガム、キャロブガム、ジェランガム、ガタイガム、グラーガム、キサンタンガム	酵素、香料については、一括名による表示が可。
「添加物」の「表示免除」の要件	次に掲げるものについては、添加物としての表示が免除される。 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二 加工助剤 三 キャリーオーバー 加工の際に添加されたが最終食品に影響を及ぼさない量の添加物は「加工助剤」とされ添加物としての表示が免除される。 当該食品の加工の際には添加されていないが原材料の製造又は加工で使用され最終食品で効果を発揮していない量の添加物は「キャリーオーバー」とされ添加物としての表示が免除される。	加工助剤は食品添加物ではない。最終製品で機能を発揮することは意図されておらず、原材料でもない。最終食品で機能が発揮しない量キャリーオーバーされた添加物も原材料ではなく、表示の対象外。 加工助剤であれ食品添加物であれ、最終食品で機能が発揮される量がキャリーオーバーされていれば原材料欄に表示しなければならないが、機能を発揮していなければ表示免除。	加工助剤は食品添加物ではない。最終製品で機能を発揮しない量キャリーオーバーされた食品添加物、食品酵素も、原材料表示の対象外。 キャリーオーバーの原則に従って、食品におけるその存在が、当該食品の1つ以上の原材料に含まれていたという事実のみに起因し、最終製品においてなら技術的機能をおよぼさないもの、または加工助剤として使用されるもの、 厳密に必要とされる量だけ使用される、担体、および食品添加物に該当しないが担体と同じ目的のもとで同じように使用される物質、 食品添加物に該当しないが、加工助剤と同じ目的のもとで同じように使用され、その形態が変化したものであったとしても最終製品に存在する物質。	技術的又は機能的効果を有しないが、その物質が機能的又は技術的効果を有する他の食品の成分として食品に配合された結果として、当該食品中に存在する物質（キャリーオーバー。それが食品添加物かどうかは問われない）は原材料表示を免除される。 加工助剤（(a)食品の加工中に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から除去される物質、(b)食品中に通常存在する成分に変換され、食品中に自然に存在する成分の量を著しく増加させない物質、及び(c)完成した食品には重要でないレベルで存在し、その食品において技術的または機能的効果を有しない物質）も原材料表示を免除される。そのものが食品添加物かどうかは問われない。	加工助剤は食品添加物ではない。最終製品で機能を発揮することは意図されておらず、原材料表示の対象外。 原材料として用いた食品の重量に対して適切な量であれば、当該添加物をキャリーオーバーとして食品中に含有することが認められ、表示は免除される。	加工助剤として使用される物質とは、加工の工程中に技術的目的を果たすために使用される物質であって、販売用食品中において技術的機能を果たさないものを指し、原材料の表示から免除される。 食品添加物のキャリーオーバーとして使用が認められている物質であっても、当該食品中の当該物質のレベルが5%以下であって、技術的機能を果たさない場合は表示しなくてよい。
栄養強化の目的で使用されるもの	栄養強化の目的で使用されたものと認められる「添加物」の範囲は、「食品表示基準について」別添添加物1-5（栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲）のとおり。これらの「添加物」を栄養強化以外の目的で使用する場合には、物質名の表示が必要。	栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	栄養強化剤は食品添加物であり他の食品添加物、原材料と共に原材料リストに表示されなければならない。	栄養強化剤は食品添加物ではない。 ビタミン又はミネラルが食品に添加される場合、当該ビタミン又はミネラルは、クラス名に「ビタミン」又は「ミネラル」を使用して表示できる。
【根拠法令等】	食品衛生法（昭和22年 法律第233号） 食品衛生法施行規則（昭和23年 厚生省令第23号） 食品表示法（平成25年 法律第70号） 食品表示基準（平成27年 内閣府令第10号） 食品表示基準について（最終改正 令和5年11月7日 消費表第580号）	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985） 食品添加物に関する一般規格（CXS 192-1995） 香料の使用に関するガイドライン（CXG 66-2008） 加工助剤として使用する物質に関するガイドライン（CXG 75-2010）	食品添加物に関する規則 EC No.1333/2008 食品酵素に関する規則 EC No.1332/2008 食品香料に関する規則 EC No.1334/2008 消費者への食品情報の提供に関する規則 EU No.1169/2011	連邦食品医薬品化粧品法（FFD&C法） 連邦規則集（CFR）Title21 Part 70, 74, 101, 170, 172, 173	食品販売法 第283章（最終改正 2022年11月11日） 食品規則（最終改正 2023年4月29日）	オーストラリア・ニュージーランド食品基準法（1991） オーストラリア・ニュージーランド食品基準コード 1.1.2（定義）、1.2.1（ラベル表示）、1.2.4（原材料表示）、1.3.1（食品添加物）、1.3.3（加工助剤）

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	CODEX	EU	米国	シンガポール	オーストラリア
---------------	----	-------	----	----	--------	---------

着色料の表示のルール 比較表

	日本	CODEX	EU	米国	シンガポール	オーストラリア
着色料の表示	着色料は用途名を併記して添加物名を表示。ただし、添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合は、用途名着色料を省略できる。	着色料は用途名を併記して添加物名を表示。	以下の食品着色料を1つ以上含む食品に必要な追加の情報：「小児の行動や注意能力に負の影響を与えるおそれがある」 サンセットイエロー (E 110) キノリンイエロー (E 104) カルモイシン (E 122) アルラレッド (E 129) タートラジン (E 102) ボンソー4R (E 124)	全ての着色料は、その安全な使用を保証し、本編及び本章のPart 71 (着色料添加物の申請)、73 (認証の対象外となる着色料リスト)、74 (認証の対象となる着色料リスト)、80 (着色料の認証)、及び81 (食品に使用される暫定着色料の一般規格及び一般制限) により課される制限の遵守を判断できるよう、十分な情報を表示しなければならない。 本法令で要求される他の全ての情報に加え、着色料の表示には、人体への着色に適した形態のものを除き、以下の事項を記載しなければならない： (1) 純色 (straight color) の名称、又は混合物である場合は、その着色料を構成する各成分の名称。 (2) "食品用途に限る"、"食品、医薬品、化粧品用途に限る"、"外用薬品に限る" 等、着色料の使用に関する一般的な制限を示す文言。 (3) 着色料 (純色) の一般的又は特定の用途について量的制限を課す規則が発行された場合、単位/容量当たりの重量又は重量パーセントによる当該着色料の量。 (4) 安定性データにより有効期限が必要な場合は、有効期限。	合成着色料タートラジンを使用した場合は、成分表示の下に「タートラジン」、「着色料 (102)」、「着色料 (FD&C黄色5号)」あるいは同様の言葉を明示しなければならない。	着色料は、用途名を併記して添加物名を表示する規定のクラスに規定されている。

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	中国	香港	台湾	タイ	ベトナム
<p>食品添加物の定義</p> <p>「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。</p> <p>「添加物」は「食品に使用するもの」であって食品（の原材料）とは区別される。</p>	<p>「食品添加物」とは、食品の品質及び色、香り、味を改善し、腐食を防ぎ、鮮度を保ち、加工上の必要を満たすために食品に添加される合成または天然の物質。</p> <p>食品用香料、ガムベース、食品工業用加工助剤も含まれる。</p>	<p>「添加物（添加剤）」とは、一般的に食品とみなされず、または食品として使用されない物質であって、食品の保存性、組織、粘稠性、形状、食味、香り、pHに影響を与えるか、または食品に関連するその他の技術的機能を果たすために、あらゆる段階で食品に添加される、または食品に使用されるあらゆる物質。</p> <p>食品に添加される、または食品の内外に使用される限りにおいて加工助剤を含むが、栄養強化を目的として用いられるもの、調味料として使用されるハーブ又は香辛料は含まない。</p>	<p>「食品添加物」とは、食品の着色、調味、防腐、漂白、乳化、香りの増加、品質安定、発酵促進、稠度の増加、栄養強化、酸化防止またはその他の必要目的のために、食品に添加または接触する単一または複数の物質。</p>	<p>「食品添加物」とは、食品としての栄養価を提供するか否かに関わらず、通常は食品として、あるいは食品の必須成分として使用されることはないが、加工技術、食品の着色、増強、包装、保管、または運搬を目的として食品に添加されるもので、それにより食品の質や基準、あるいは特性に対して何らかの影響をもたらすもの。食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、上記の目的のために食品と共に包装容器に封入する物質も含む。タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルなど、食品の栄養価を強化あるいは調整するために添加される栄養素は含まれない。</p> <p>保健省告示「香料」に基づく香料には適用されない。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、食品の製造の過程において食品の特定の性質を保持又は改良するために意図的に添加される物質。</p>	
<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの（食品栄養強化剤）は食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養を強化または増強させる目的のみ用いられるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、及び香料は食品添加物に含まれないが、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>
<p>加工助剤</p> <p>加工助剤は食品の加工の際に添加されるものであり、「添加物」となるが、添加物としての表示は免除される。</p> <p>「加工助剤」とは、食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの、又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないもの。</p>	<p>加工助剤は食品添加物に含まれる。</p> <p>「食品工業用加工助剤」とは、食品加工を円滑に行えるようにする各種の物質で、食品自体とは関係性がないもの。</p> <p>ろ過補助剤、清澄化剤、吸着剤、型わく分離剤、脱色剤、脱皮剤、抽出溶剤、発酵用栄養物質等。</p>	<p>加工助剤は食品添加物に含まれる。</p> <p>「加工助剤」は、食品に添加される、または食品の内外に使用される限りにおいて、「添加物」に含まれるが、栄養強化を目的として用いられるもの、調味料として使用されるハーブ又は香辛料は他を含まれない。</p>	<p>加工助剤は食品添加物とは別に定義されており、食品添加物ではない。</p> <p>「加工助剤」とは、食品または食品原料の製造加工の過程において、特定の加工目的を達成するために使用するもので、食品原料または食品容器、食品用器具として使用するものではない物質。</p> <p>当該物質は最終製品において機能を生じず、その商品形式により食品が包装される前に食品中から除去すべきで、それは意図せず存在する可能性があり、避けることのできない残留物である。</p>	<p>加工助剤は食品添加物とは別に定義されており、食品添加物ではない。</p> <p>「加工助剤」とは、それ自体では食品成分として消費されないが、処理または加工中に特定の技術的目的を果たすために、原材料、食品またはその成分の加工において意図的に使用され、最終製品中に意図的ではないが不可避免的に残留物またはその誘導体が存在する可能性のある物質または材料。</p> <p>（食品添加物が加工助剤として使用されることはある）</p>	<p>加工助剤は食品添加物とは別に定義されており、食品添加物ではない。</p> <p>「食品加工助剤」とは、食品の材料又は原料の加工において技術的な目的を達成するために意図的に使用される物質であり、食品から取り除かれるか、又は食品中に残る。</p>	<p>加工助剤は食品添加物とは別に定義されており、食品添加物ではない。</p>

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	中国	香港	台湾	タイ	ベトナム
原材料の定義（食品添加物を含むか）	「原材料」の定義はないが、原材料表示と添加物の表示は明確に区別される。	「原材料」の定義はないが、食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 消費者に直接提供される包装済み食品のラベルには、食品の名称、原材料表、正味重量と規格、（中略）、その他の必要な情報が含まれなければならない。	「原材料」の定義のとおり、食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「原材料（配料）」とは、食品の製造または調製に使用され、たとえ形状が変化しても最終製品に存在する、全ての食品添加物および複合材料の全ての構成要素を含む物質。	「原材料」の定義はないが、「内容物」（添加物以外の原材料）とは別に、食品添加物の名称の表示が義務付けられている。 「内容物（添加物以外の原材料）」も「食品添加物」も、2種類以上を混合した場合、（重量順に）個別に表示する。	「原材料」の定義はないが、原材料には、食品添加物及びその他の原材料を含む。	「原材料」の定義はないが、原材料には、食品添加物及びその他の原材料を含む。 「成分の表示とは、製造に使用され、形態が変化しても、最終製品に存在する、食品添加物を含む原料の名称をリストアップすることを意味する。」
原材料の表示順	（添加物以外の）原材料と添加物、それぞれについて重量順に表示。複合原材料に含まれる添加物も複合原材料中の他の原材料から切り離して表示。	（食品添加物以外の）原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 包装済み食品は、原材料表を表示し、表内の原材料はその固有名を表示し、食品添加物は、その名称を表示。	（食品添加物以外の）原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。	食品添加物の名称は、内容物の名称と別の欄に表示してもよいし、内容物の名称と一緒に表示しても良い。内容物の名称と一緒に表示する場合は、（食品添加物の）含有量の多い順に表示しなければならない。	食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。（食品添加物以外の）原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。	食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。（食品添加物以外の）原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム（INS）番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアーオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	食品添加物は、その食品添加物の一般名を表示する必要がある。食品添加物の一般名は、食品添加物の特定名称として表示してもよいし、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム（INS）を併せて表示してもよい。 栄養強化の目的で使用されるもの（食品栄養強化剤）は食品添加物に含まれない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 食品の原材料を構成する添加物は、その機能分類ごとに、以下を記載。 (a) 当該添加物の特定の名称、または(b) 国際番号システム（INS）に基づく識別番号、または(c) E-番号 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 3用途については用途名（機能性名称）も併記。香料は一括名表示可。 栄養強化剤（栄養添加剤）は食品添加物であり、食品添加物として表示しなければならない。	物質名表示（コーデックス或いはINSに準拠が可）が基本であるが、用途名との組み合わせで国際番号システム（INS）番号を使用することが出来る。着色料、甘味料、香味増強剤、保存料は用途名併記。 栄養強化剤は食品添加物に含まれる。食品添加物として表示する。	食品添加物は、添加物のカテゴリー名、添加物の名称、INS国際コード（ある場合）を記載すること。 甘味料や着色料である添加物については、甘味料や着色料の名称、添加物の名称またはINS番号（ある場合）、および当該添加物が「天然」、「天然と同一」、「合成」、「人工」のいずれであるかを提示しなければならない。 国の添加物番号がINS番号と同じ場合、INS番号の代わりに国の添加物番号を使用するものとする。
用途名併記	8用途については用途名も併記。 甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ばい剤。	22機能分類について、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム（INS）を併せて表示してもよい。 酸度調節剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、漂白剤、膨張剤、ガムベース、着色剤、発色剤、乳化剤、酵素剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、被膜剤、水分保持剤、防腐剤、安定剤、甘味料、増粘剤、食品用香料、食品工業用加工助剤、これら以外の物質。	23機能分類については、食品添加物分類名も併記（用途名の後にINS番号或いはE番号表記も可）。 光沢剤、保溼剤、着色料、酸化防止剤、固結防止剤、保存料、乳化剤、乳化塩、固化剤、消泡剤、噴射ガス、甘味料、発泡剤、酸味料、pH調整剤、風味増強剤、増粘剤、増量剤、ゲル化剤、膨張剤、安定剤、小麦粉処理剤、保色剤。	甘味料、保存料、酸化防止剤については、機能性名称を同時に表示しなければならない。	食品添加物の機能分類名を特定の名称とともに、または国際番号システム（INS）を用いて表示。 機能分類は、香味増強剤、甘味料、保存料、香料、甘味料、着色料以外の食品添加物については、食品の機能分類名の代わりに「食品添加物」の文字を表示することができる。	以下25用途については該当する用途名を、国内法に準じた特定の名称または国際コードとともに表示する必要がある。 pH調整剤 小麦粉処理剤 固結防止剤 発泡剤 消泡剤 ゲル化剤 酸化防止剤 光沢剤 漂白剤 保水剤 増量剤 防腐剤 炭酸化剤 噴出剤 着色剤 膨張剤 保色剤 キレート剤 乳化剤 安定剤 乳化塩 甘味料 固化剤 増粘剤 調味料

〔第2章〕食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	中国	香港	台湾	タイ	ベトナム
一括名による表示	イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、水素イオン濃度調節剤、膨張剤のうちそれぞれ「食品表示基準について」別添添加物1-4に指定された添加物は当該一括名（用途名のみ）による表示可。	香料については、「食品着香料（食用香精）、食用香料（食用香料）、食品着香料および食品香料（食用香精香料）」、「食品香料副剤（香料）」については、「食品香料副剤（食品用香精輔料）」と表示可。	香料（「調味料」「Flavour」または「調味材」「Flavourings」）及び加工デンプン（「改性澱粉」「Modified Starch」）は一括名による表示可。	香料は「香料」、天然香料の場合は「天然香料」と表示することができる。ただし、香料成分以外の原材料はそれぞれの名称を表示。	香料は香味物質の名称の代わりに「香味物質添加」「天然香料」等で表示可。	香料、着香料、加工でんぷんは一括名で表示できる。 「香料」という表現は、必要に応じて「天然」「天然と同等」「人工」またはこれらの用語の組み合わせを追加できる
「添加物」の「表示免除」の要件	次に掲げるものについては、添加物としての表示が免除される。 一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。） 二 加工助剤 三 キャリーオーバー 加工の際に添加されたが最終食品に影響を及ぼさない量の添加物は「加工助剤」とされ添加物としての表示が免除される。 当該食品の加工の際には添加されていないが原材料の製造又は加工で使用され最終食品で効果を発揮していない量の添加物は「キャリーオーバー」とされ添加物としての表示が免除される。	加工助剤（食品工業用加工助剤）は添加物に含まれるが、最終製品においてプロセス上の役割を持たない場合には、表示する必要はない（加工助剤は表示免除）。 食品の総量の25%未満の量で添加される原材料の組み合わせにふくまれる食品添加物は、最終製品においてプロセス上の役割を持たない場合には、表示する必要はない（キャリーオーバーは表示免除）。	「加工助剤」は法令では定義されていないが、食品添加物に含まれる。 キャリーオーバーについては、特に定義されていない。	加工助剤は食品添加物ではない（そもそも原材料表示の対象ではない）。 食品に含まれる食品添加物が、合法的な原料の使用を通して食品に混入した場合、かつその含有量が直接添加に必要な量より著しく少ない量であり、最終製品において機能を持たない場合（キャリーオーバー）は、表示を免除することが出来る。	タイでは加工助剤は食品添加物ではない。表示も義務付けられていない。 食品に含まれる食品添加物が、最終製品において機能を持たない場合は、表示を免除することができる。	加工助剤は食品添加物ではない（そもそも原材料表示の対象ではない）。 最終製品に存在しない食品添加物は原材料表示の対象にならない。 [成分の表示とは、製造に使用され、形態が変化しても、最終製品に存在する、食品添加物を含む原料の名称をリストアップすることを意味する。] 食品添加物を含む原材料等を使用し、技術的機能を発揮するのに十分な量の当該添加物が当該食品中にキャリーオーバーされた場合、当該食品添加物を原材料リストに記載しなければならない。ただし、技術的機能を発揮するために必要な量よりも低い水準でキャリーオーバーされた食品添加物および加工助剤の記載は免除される。4.1の一覧に記載されているアレルギー義務表示の対象となる食品については記載の免除が適用されない。
栄養強化の目的で使用されるもの	栄養強化の目的で使用されたものと認められる「添加物」の範囲は、「食品表示基準について」別添添加物1-5（栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲）のとおり。これらの「添加物」を栄養強化以外の目的で使用する場合には、物質名の表示が必要。	栄養強化の目的で使用されるもの（食品栄養強化剤）は食品添加物に含まれない。原材料として表示しなければならない。	ビタミン、ミネラル、その他の栄養素であって、食品の栄養を強化または増強させる目的においてのみ使用されるものは、食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	栄養強化剤（栄養添加剤）は食品添加物であり、食品添加物として表示。	栄養強化剤はタイでは食品添加物ではない。原材料として表示されなければならない。	栄養強化剤はタイでは食品添加物ではない。原材料として表示されなければならない。
【根拠法令等】	食品衛生法（昭和22年 法律第233号） 食品衛生法施行規則（昭和23年 厚生省令第23号） 食品表示法（平成25年 法律第70号） 食品表示基準（平成27年 内閣府令第10号） 食品表示基準について（最終改正 令和5年11月7日 消費表第580号）	食品安全法（主席令第21号 施行2015年10月1日） 国家食品安全基準 包装済食品一般表示規則（GB7718-2011） 食品安全國家基準 食品添加物一般表示規則（GB 29924-2013） 食品安全國家標準 食品添加物使用標準（GB2760-2014）	香港法 第132章V部 食品及び医薬品 香港法 第132W章 食品及び医薬品（成分及び表示） 香港法 第132H章 食品中の着色料に関する規則	食品衛生管理法（1975年1月28日） 食品衛生管理法施行細則（1981年11月20日） 食品添加物の規格、範囲、運用及び制限に関する基準（2008年11月20日）	タイ 食品法 B.E 2522（1979年） 保健省告示第223号（B.E. 2544（2001年）） 保健省告示第281号（B.E. 2547（2004年）） 保健省告示第367号（B.E. 2557（2014年）） 保健省告示第383号（B.E. 2560（2017年）） 保健省告示第412号（B.E. 2562（2019年））	No. 55/2010/QH12 食品安全に関する法律（2010年7月17日） No. 17/2023/TT-BYT 通達No.17 保健大臣によって公布された食品安全に関する法律の修正・補足・廃止（2023年9月25日） No.08/VBHN-BYT 通達No.8 食品添加物の管理および使用を規定する通達（2023年11月2日） TCVN 7087/2013「包装食品の表示」 No. 43/2017/ND-CP 商品表示に関する政令（2021年12月9日）

《第2章》食品添加物の表示のルール 比較表

【 】は、根拠法令等を示す	日本	中国	香港	台湾	タイ	ベトナム
---------------	----	----	----	----	----	------

着色料の表示のルール 比較表

	日本	中国	香港	台湾	タイ	ベトナム
着色料の表示	着色料は用途名を併記して添加物名を表示。ただし、添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合は、用途名着色料を省略できる。	着色剤は、用途名併記の食品添加物である。	着色剤は、用途名併記の食品添加物である。 着色料、色素および香料化合物の表示： 各容器には、以下の声明の様式のいずれかで英語および中国語で正確に記述したラベルを貼付しなければならない。 着色料の場合－「この食用色素は香港法の規定に適合しています」 色素および香料化合物の場合－「この化合物に含まれる食用色素は香港法の規定に適合しています」	着色料の表示に関する規定は、特になし（着色料以外の添加物の表示と同じ）。	着色料は、「天然着色料」又は「合成着色料」の後に、当該着色料の特定の名称又はINS番号を表示。	着色料の表示に関する規定は、特になし（着色料以外の添加物の表示と同じ）。